



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年10月9日

住所 千葉県市原市万田野26番地
氏名 杉田建材株式会社
代表取締役 杉田 一夫

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成24年2月13日	許可番号	23-ロ-変-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	産業廃棄物最終処分場（安定型） ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着した固形状又は液状のもの容器又は包装であって不要となったもの。以下同じ。）を除く。）、 イ ゴムくず、 ウ 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装を除く。）、 エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く。）、 オ がれき類、 カ 平成18年環境省告示第105号に定める産業廃棄物に適合するもの（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） （これらのうちア、エ、オについては石綿含有産業廃棄物を含む。） （これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	許可証別紙 1. のとおり		
処理能力	埋立地面積： 160,915m ² 埋立容量： 5,128,785m ³		
許可の条件	許可証別紙 2. のとおり		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 の 検査を受けること。		

平成22年4月6日 変更届（処理する産業廃棄物の種類）
平成24年2月13日 変更許可（埋立地面積及び埋立容量の増加）
平成26年2月20日 変更届（埋立地面積及び埋立容量の増加）
平成30年9月18日 変更届（埋立地面積及び埋立容量の増加）

NO COPY
再複写無効

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和8年3月13日

住所 千葉県市原市万田野26番地
氏名 杉田建材株式会社
代表取締役 杉田 一夫

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写不可
本朱印無きものは無効

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	平成15年1月31日	許可番号	第14-1、2、3-1-115号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設 (施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) 2 産業廃棄物の種類 (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、 (エ) 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、 (オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、 (ク) 繊維くず、(ケ) 動植物性残さ、(コ) 動物系固形不要物、 (サ) ゴムくず、(シ) 金属くず、 (ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	千葉県市原市万田野 字中将塚481番2、481番4、482番、 字大笹479番3、 字谷留義483番11、483番13、483番18		
処理能力	許可証別紙のとおり		
許可の条件	1 汚水の地下浸透を防止するための措置をとること。 2 定期的に地下水のモニタリングを行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		

(続 く)

複写不可

本朱印無きものは無効

(許可証の続き)

留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

平成15年1月31日 設置許可 (許可番号: 第14-1、2、3-1-115号)

平成30年2月1日 変更届 (廃酸及び廃アルカリについて、水銀含有ばいじん等を含むことの記載の追加)

令和7年12月11日 変更届 (分筆に伴う地番の変更)

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。



許可証別紙



この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

処理能力

(ア) 汚泥	45.2 t/日 (1.883 t/時×24時間)
(イ) 廃油	68.3 t/日 (2.845 t/時×24時間)
(ウ) 廃酸	38.5 t/日 (1.602 t/時×24時間)
(エ) 廃アルカリ	38.5 t/日 (1.602 t/時×24時間)
(オ) 廃プラスチック類	47.3 t/日 (1.970 t/時×24時間)
(カ) 紙くず	90.4 t/日 (3.767 t/時×24時間)
(キ) 木くず	90.4 t/日 (3.767 t/時×24時間)
(ク) 繊維くず	90.4 t/日 (3.767 t/時×24時間)
(ケ) 動植物性残さ	45.2 t/日 (1.883 t/時×24時間)
(コ) 動物系固形不要物	45.2 t/日 (1.833 t/時×24時間)
(サ) ゴムくず	49.3 t/日 (2.054 t/時×24時間)



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和8年3月13日

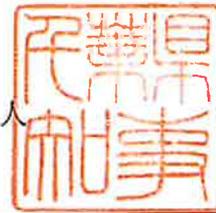
住所 千葉県市原市万田野26番地
氏名 杉田建材株式会社
代表取締役 杉田 一夫

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写不可
本朱印無きものは無効

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	平成14年11月20日	許可番号	第14-4、5-1-112号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 (1) 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) (2) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、がれき類		
設置場所	千葉県市原市万田野 字中将塚481番2、481番4、482番、 字大笹479番3、 字谷留義483番11、483番13、483番18		
処理能力	廃プラスチック類 50.7t/日(6.34t/時×8時間) 木くず 67.7t/日(8.46t/時×8時間) がれき類 169.2t/日(21.15t/時×8時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成14年11月20日 設置許可(許可番号:第14-4、5-1-112号)

平成16年6月15日 変更届(地番の追加)

令和7年12月24日 変更届(分筆に伴う地番の変更)

(以下余白)